

職員の懲戒処分等について

次のとおり本市職員に対して処分を行いましたので、都城市職員の懲戒処分等の公表に関する指針に基づきお知らせします。

《処分内容》

1 被処分者

- (1) 所属名 地域振興部
- (2) 職 名 副主幹
- (3) 年 齢 40代
- (4) 性 別 男

2 事案の概要

令和4年5月にJA都城家畜市場において開催された子牛の競りに、勤務中に参加し2頭を落札した。

3 処分の内容

当該行為は、職務専念義務に違反し、公務員に対する信用失墜行為であることから、地方公務員法に基づく懲戒処分として減給1月を行った
(地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号の規定に基づく懲戒処分)

4 処分年月日

令和4年7月1日

※この懲戒処分に係る監督責任を問い、被処分者の上司である地域振興部長及び所属課長を同日付けで訓告としました。

以 上

【参考】

○地方公務員法

(懲戒)

第二十九条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

(職務に専念する義務)

第三十五条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

懲戒処分に対する市長コメント

このたび、本市職員が起こした本事案につきましては公務員としての自覚を欠く行為であり、市民の皆様の信用を大きく損ねてしまったことに対し、心よりお詫び申し上げます。

今後は、全職員、より一層の綱紀保持と服務規律の徹底を図り、市民の皆様の信頼回復に全力で取り組んでまいります。